

令和5年度 川内商工高等学校部活動の活動方針

令和5年4月1日
鹿児島県立川内商工高等学校

生徒が自主的、自発的かつ主体的に健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。

また、生徒の人権に十分配慮するとともに、勝利至上主義になることなく、楽しく活動できるように心がける。

活動方針

1 部活動における適切な指導について

- (1) 体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、各々の目標を達成できるようにする。
- (3) 指導者が生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築する。

2 効率的・効果的な活動の推進について

- (1) 顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 校長や部顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。
- (4) 心肺蘇生法やAEDの講習を開催し、部の生徒に受講を義務づける。

3 適切な休養日の設定等について

- (1) 原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日を設定する。
- (2) 活動時間は、平日で2時間程度、土日3時間程度とする。
- (3) 年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成する。

4 その他

校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページ掲載により公表する。